

令和8年度 宮崎県保育士修学資金貸付募集要項

宮崎県社会福祉協議会

1 貸付の目的

指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対し学費等又は就職準備金を貸し付けることにより、保育人材の確保を図る。

2 実施主体

宮崎県社会福祉協議会

3 概要

項 目	概 要						
貸付対象者	<p>県内外の指定保育士養成施設に在学する方で、次の1～3の要件を満たす方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 養成施設を卒業後、宮崎県内において保育士等として児童の保護等に従事する意思がある方 2 宮崎県内の市町村に住民登録をしている方又は宮崎県内の市町村に住民登録をしていない方が宮崎県内の養成施設に修学する場合（通信制を除く）等であって、卒業後、宮崎県内において保育士等として児童の保護等に従事する意思がある方 3 成績優秀であり、かつ家庭の経済状況等から真に修学資金の貸付けが必要と認められる方 4 令和7年度から世帯所得基準は、日本学生支援機構第二種貸与型(有利子)の基準を準用する。 5 宮崎県内の保育士養成施設は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ★ 宮崎学園短期大学保育科 ★ 宮崎国際大学児童教育学科 ★ 南九州大学子ども教育学科 ★ 宮崎こども・医療専門学校（連携校：近畿大学九州短期大学通信教育部 福岡県） ★ ケアネクストカレッジ ★ 小田原短期大学保育学科通信教育課程専攻科延岡キャンパス 6 県外の指定保育士養成施設在学者も貸付対象 						
貸付額	<ol style="list-style-type: none"> 1 学費等の貸付 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(1) 学費（月額）</td> <td style="text-align: right;">50,000円以内</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(2) 入学準備金（貸付初回加算）</td> <td style="text-align: right;">200,000円以内</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(3) 就職準備金（卒業時加算）</td> <td style="text-align: right;">200,000円以内</td> </tr> </table> <p>※ 高等教育の修学支援新制度との併用者は、所得要件により学費及び入学準備金が、申請額よりも減額される場合があります。</p> 2 就職準備金だけの貸付（貸付対象は、修学資金の学費相当分の貸付けを受けていない方） <ul style="list-style-type: none"> ・ 就職準備金 200,000円以内 	(1) 学費（月額）	50,000円以内	(2) 入学準備金（貸付初回加算）	200,000円以内	(3) 就職準備金（卒業時加算）	200,000円以内
(1) 学費（月額）	50,000円以内						
(2) 入学準備金（貸付初回加算）	200,000円以内						
(3) 就職準備金（卒業時加算）	200,000円以内						
利 子	無利子（ただし、返還遅延の場合は延滞利子が加算されます。）						

貸付期間	<p>1 学費等の貸付 養成施設に在学する期間内とします。ただし、修学期間が2年を超える養成施設に在学している場合は、2年分の学費に相当する範囲内であれば修学期間に割り振ることができます。</p> <p>2 就職準備金のみの貸付 養成校最終学年開始時から</p>
貸付金の交付	<p>1 学費等の貸付 分割交付（毎年、年2回）</p> <p>2 就職準備金のみの貸付 養成校最終学年開始時以降に1回限り</p>
返還免除	<p>次の条件を満たした場合、返還を全額又は一部免除します。</p> <p>1 養成施設卒業後1年以内に保育士登録を行い、宮崎県内において5年間継続して児童の保護等に従事したとき（過疎地域、離島及び中山間地域等にて勤務した場合及び中高年離職者が勤務した場合については3年間）</p> <p>2 1の業務に従事している期間中に業務上の事由により死亡し又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき など</p>
返還	<p>次の場合、修学資金の返還が発生します。</p> <p>1 貸付契約が解除されたとき</p> <p>2 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士として登録せず、又は宮崎県内の従事先施設等で保育士等として児童の保護等に従事しなかったとき</p> <p>3 宮崎県内の従事先施設等で保育士等として児童の保護等に従事する意思がなくなったとき</p> <p>4 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき</p>
申請書類	<p>次の書類の提出が必要です。</p> <p>1 貸付申請書 2 養成施設の推薦状 3 誓約書</p> <p>4 世帯全員の住民票（マイナンバーの記載の無いもの）</p> <p>5 世帯全員及び連帯保証人予定者の所得証明書（学生、生徒及び未就学児等所得のない者を除きます。）※連帯保証人は、原則として65歳未満で、保証能力がある方とします。</p> <p>6 個人情報取扱同意書 7 その他本会会長が必要と認める書類</p> <p>※ 就職準備金のみの貸付の場合、2の養成施設の推薦状は不要</p>
申請の流れ	<p>貸付申請者（申請書類1～6を）→在学する養成施設→宮崎県社会福祉協議会</p> <p>※ 申請書類7は本会会長が必要と認める場合</p>
申請期間	<p>1 学費等の貸付 令和8年4月6日（月）～令和8年9月30日（水） (1) 貸付決定後、早期に貸付金の送金を希望する方は5月26日（火）までの申請とする。 (2) 保育養成施設で一定期間学びを体験した後、貸付けを希望する方は9月30日（水）までの申請とする。 (3) 貸付決定は申請時期に左右されることはありません。</p> <p>2 就職準備金のみの貸付 令和8年4月6日（月）～令和9年2月12日（金）</p>
問合せ先	<p>〒880—8515 宮崎市原町2番22号 宮崎県福祉総合センター内人材研修館内 福祉人材貸付相談室 電話 0985—61—2424 FAX 0985—26—2828</p>